

東松山市保育施設利用調整基準点数表

基礎点数(父母の状況)

状況	番号	父・母の状況		点数	父	母	必要書類
		細目					
労働	1	外勤	1か月に155時間以上の労働	10			就労証明書(★)
	2		1か月に150時間以上の労働	9.5			
	3		1か月に145時間以上の労働	9			
	4		1か月に140時間以上の労働	8.5			
	5		1か月に120時間以上の労働	8			
	6		1か月に100時間以上の労働	7			
	7		1か月に80時間以上の労働	6			
	8		1か月に64時間以上の労働	5			
	9	自営業 (個人事業主)	1か月に155時間以上の労働	10			就労証明書(★) + 自営業用就労状況申告書(★) + 事業を営んでいることが分かる 書類(営業許可書、開業届、商 業登記簿謄本、委託契約書、確 定申告書等の写し)
	10		1か月に150時間以上の労働	9.5			
	11		1か月に145時間以上の労働	9			
	12		1か月に140時間以上の労働	8.5			
	13		1か月に120時間以上の労働	8			
	14		1か月に100時間以上の労働	7			
	15		1か月に80時間以上の労働	6			
	16		1か月に64時間以上の労働	5			
就学	17	在学・職業訓練	教育施設への在学・職業訓練	1～8を準用			在学証明書(★)
求職活動	18	求職中	現在労働をしておらず、求職中	1			就労誓約書(★)
	19		1か月に64時間未満の労働をしており、求職中	3			就労誓約書(★)+就労証明書(★)
父・母不在	20	父・母不在	死亡・離婚・離婚調停中(同居している場合を除く)・行方不明等	10			児童扶養手当受給者証又はひとり親 家庭等医療費受給者証の写し、戸籍 謄本、調停期日通知書の写し、事件 係属証明書等
妊娠・出産	21	出産関係	出産(予定)日が属する月及び当該月の前3か月	10			母子手帳(表紙・出産予定日が わかるページ)の写し
疾病・障害	22	疾病	児童の保育が完全に不可能な状況	10			診断書(★)
	23		児童の保育が困難な状況	8			
	24		児童の保育が部分的に困難な状況	6			
	25	障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健 福祉手帳1級	10			障害状況申告書(★) + 障害者手帳の写し
	26		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手 帳2級	8			
	27		身体障害者手帳4級以下、療育手帳C、精神障害者保健福 祉手帳3級	6			
介護・看護	28	介護・看護	1か月に155時間以上の介護・看護	10			介護・看護状況申告書(★) + 介護が必要な方(同居親族)の 障害者手帳の写し、介護保険被 保険者証の写し、診断書等のい ずれか
	29		1か月に150時間以上の介護・看護	9.5			
	30		1か月に145時間以上の介護・看護	9			
	31		1か月に140時間以上の介護・看護	8.5			
	32		1か月に120時間以上の介護・看護	8			
	33		1か月に100時間以上の介護・看護	7			
	34		1か月に80時間以上の介護・看護	6			
	35		1か月に64時間以上の介護・看護	5			
災害	36	家庭の災害	火災、風水害等で家屋損傷その他災害復旧	10			罹災証明書等災害の状況が分 かる書類
家庭内暴力	37	家庭内暴力	家庭内暴力により保育することが困難であると認められる状態	10			
虐待	38	虐待	児童虐待のおそれがあると認められる状態	10			
育児休業	39	育児休業	兄弟姉妹の育児休業の間に、申請児童の保育施設の利用 が引続き必要である場合	9			産休・育休期間が明記された 就労証明書(★)
その他	40	その他	上記の状況に類するものとして市長が認める場合	0～10			

※(★)がついている書類は、市で指定の様式があります。

【基礎点数について】

- 1 父母それぞれの点数(最低点は0点)を合算して世帯の点数とする。
- 2 父母の状況が複数の細目に該当する場合は、原則として点数の高い状況をとり世帯の点数とする。
- 3 就労時間に通勤時間及び残業時間は含まない。
- 4 1か月の就労時間は、就労証明書に記載された「1か月の就労時間数(休憩時間除く)」で算定する。
- 5 上記の他、各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと判断できる細目に当てはめるものとする。

【市外在住者の利用調整について】

市外在住者(転入予定者を除く)については、市内在住者の利用調整後に、調整を行うものとする。

【育児休業中の点数について】

申請児童を対象とした育児休業を取得中の場合、提出された就労証明書の就労時間に基づいた点数とする。

調整点数(父母の状況)

状況	番号	細目		点数	父	母	必要書類
労働状況	41	就労(就学)予定	就職先・就学先確定(内定)	-1			
	42	単身赴任	単身赴任により長期不在(家庭状況届に記載がある場合)	2			
	43	保育士等	保育士資格、幼稚園教諭免許、看護師資格のいずれかを有し、市内の保育施設等に勤務(※)、復職予定又は内定している(転所希望を除く)	20			保育士資格証、幼稚園教諭免許状、看護師資格いずれかの写し+就労証明書(★)
	44		保育士資格、幼稚園教諭免許、看護師資格のいずれかを有し、市外の保育施設等に勤務(※)、復職予定又は内定している(転所希望を除く)	10			
疾病の状況	45	指定難病・特定疾患	指定難病・特定疾患	1			医療受給証の写し

※保育施設等に勤務とは、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所で**保育従事者として勤務すること**を指す。

調整点数(世帯)

状況	番号	細目		点数	世帯	必要書類
世帯の状況	1	被保護世帯	生活保護受給世帯	8		受給証の写し
	2	ひとり親世帯	父子・母子世帯(別居しており、離婚が成立している)	8		児童扶養手当受給者証又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し、戸籍謄本等
	3		離婚調停中(同居している場合を除く)	2		調停期日通知書の写し、事件係属証明書等
	4	同居祖父母(64歳以下)の状況	保育ができない事由を持たない同居祖父母(当該年度4月1日時点で64歳以下、世帯分離をしている場合を含む)がいる	-5		
	5	虐待・家庭内暴力等	虐待や家庭内暴力等のおそれがあると認められ、社会的養護が必要な場合	10		
児童の状況等	6	兄弟姉妹	保育施設に入所中又は申請中の兄弟姉妹有り(転所希望を除く)	0.5		
	7	認可外保育施設等在籍	認可外保育施設・幼稚園・認定こども園の幼稚園部分に常態的に預けている場合(市外施設を含む)	1		保育室等在籍証明書(★)
	8	障害児	申請児童が障害を有する場合	1		障害者手帳の写し
	9	地域型保育事業の卒園児童	地域型保育事業(小規模保育事業所等)を卒園予定(4月選考のみ適用)	30		
その他	10	転所希望	すでに保育施設を利用しており、転所を希望している場合(市外の保育施設から市内の保育施設に通所させるための転所希望を除く)	-0.5		
	11		兄弟姉妹を同一の施設に通所させるための転所希望	2		
	12	育児休業明け	育児休業を取得しており、児童の入所に合わせて就労先への復帰を予定している場合	1		産休・育休の期間が明記された就労証明書(★)
	13	育児休業延長	育児休業の延長のため、入所保留を希望する場合	-30		
	14	入所辞退	入所決定後に辞退したことがある場合(当該年度内の入所決定に対する辞退に限る。)	-3		
	15	保育料	同一世帯の保育料の滞納が6か月以上ある場合	-10		
16	同一世帯の保育料の滞納が3か月以上ある場合		-5			
世帯の特殊事情	17	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合		20		

※(★)がついている書類は、市で指定の様式があります。

【調整点数について】

- 調整点数(父母の状況)の加減算は、父母それぞれの点数に対して行い、調整点数(世帯)は父母の合計点数に対して加減算を行う。
- 各項目は重複して加減算する。
- 調整点数は、保護者からの申請に基づき必要な書類が提出された場合等に適用する。
- 同居者については、住所が別であっても生計を共にしている場合は含む。また、世帯が別であっても同一住所地及び同一敷地内の別建物の場合は同居とみなす。

【世帯の合計点数について】

各世帯の合計点数は、基礎点数と調整点数を加減算したものと(最低点は0点。)

【同一点数世帯の優先順位】

- 火災、風水害等による被災世帯で、災害復旧作業が必要である場合
- 父子・母子世帯
- 生活保護世帯
- 新規での入所を希望する世帯
- 養育している未就学児の人数が多い世帯
- 同世帯に障害者がいる世帯(要手帳の写し)
- 基礎点数(父母の状況)が高い世帯
- 入所保留期間が長い世帯
- 保育料の滞納がない世帯
- 利用者負担額を決定するための住民税額が少ない世帯(同額の場合は、総所得金額等の低い世帯を優先する。)